

宮崎市と南九州大学の景観形成及び造園緑地に係る
持続可能な地域づくりに関する連携協定書

宮崎市（以下「甲」という。）と南九州大学（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、景観形成や造園緑地の分野で持続可能な地域づくりに係る連携・協力し、風土、環境、景観の保全を図り、甲の住民が健康で安心して暮らせること及び乙の教育・研究活動の発展に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙とは、前条の目的を達成するため、景観形成及び造園緑地に関する次の項目について連携協力する。

- (1) 公共施設における本市の風土、環境、景観等に応じた持続可能で魅力的な植栽管理及び空間形成に関する事項
- (2) その他、持続可能な地域づくりに関する事項
- (3) 前号に係る教育及び学術研究の発展に関する事項
- (4) その他、両者の協議により必要とされた事項

（費用負担）

第3条 甲及び乙は、甲乙間において別途書面による合意がなされた場合を除き、本協定において自己が担う役割を遂行する上で生じた費用については自らが負担するものとし、相手方に請求しないものとする。

（守秘義務等）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力において得られた情報を、第1条に定める目的の範囲内で利用するものとし、協定期間中、協定期間終了後を問わず、相互の事前承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。

（プレスリリース等）

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容に関して公表する場合は、その時期及びその内容に関して、甲及び乙にて協議の上で決定するものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期限は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の前月同日までに甲及び乙のいずれかから本協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、本協定は3年間更新され、その後においても同様とする。

（疑義の処理）

第7条 本協定に関して、協議が必要な事項が発生した場合には、甲及び乙は誠実に協議を行う。

上記の協定締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名して、各1通を保有するものとする。

令和 6年 7月 2日

甲 宮崎県宮崎市橘通西一丁目1番1号
宮崎市
宮崎市長

乙 宮崎県宮崎市霧島五丁目1番2号
南九州大学
学長

清山 知憲
中瀬 昌之

